

第1部 下水道事業の現状と課題



1 下水道の特徴

1. 下水道の役割・しくみ
2. 本市下水道施設の特徴（施設数など）
3. 下水道事業の法的な位置づけ

1-1. 下水道の役割・しくみ

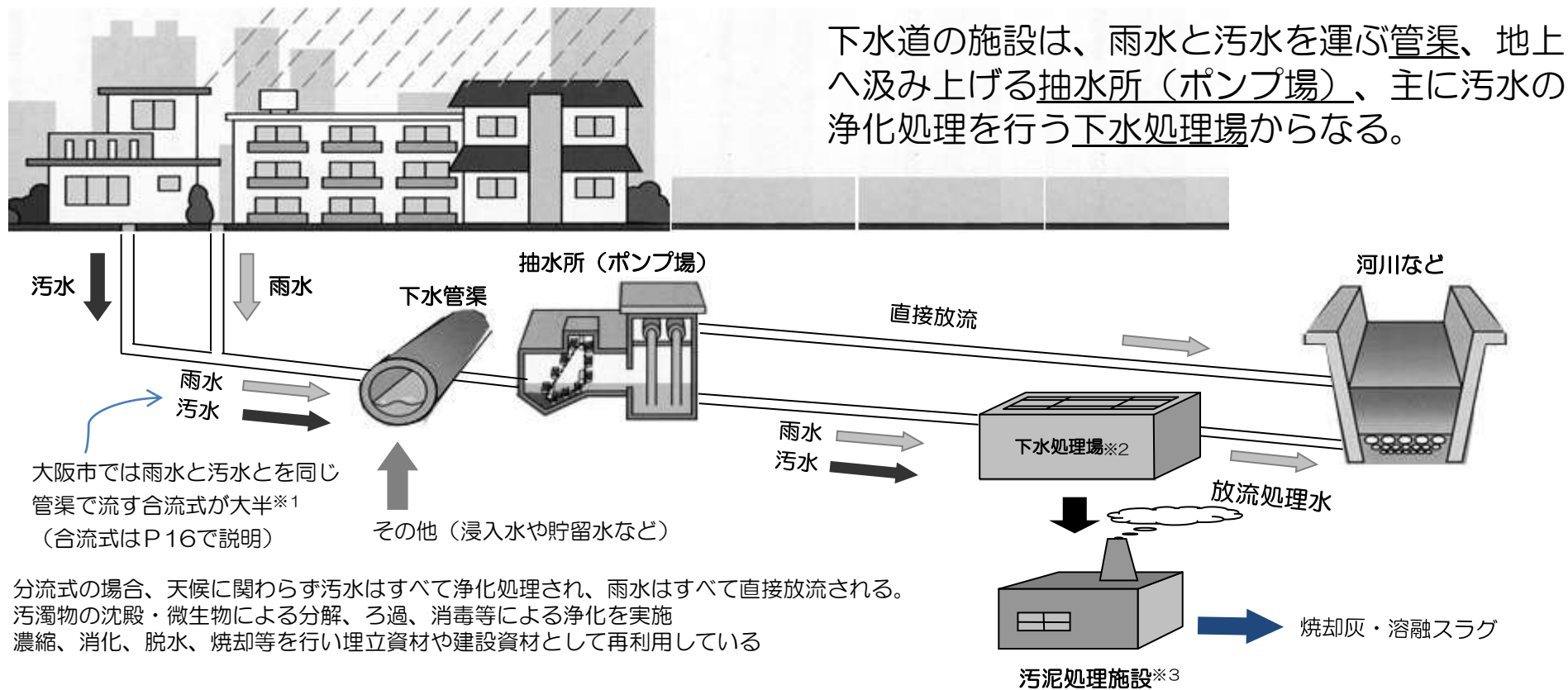
・下水道の役割・しくみはどのようなものか

雨水排除

・雨水を地上にとどめず、円滑に河川等に放流することで浸水被害を防ぐ

汚水処理

・下水道普及による衛生環境の改善・維持（大阪市においてはほぼ達成）
・河川等への放流水質改善による環境対策



※1 分流式の場合、天候に関わらず汚水はすべて浄化処理され、雨水はすべて直接放流される。

※2 汚濁物の沈殿・微生物による分解、ろ過、消毒等による浄化を実施

※3 濃縮、消化、脱水、焼却等を行い埋立資材や建設資材として再利用している

1-2. 本市下水道施設の特徴（施設数など）

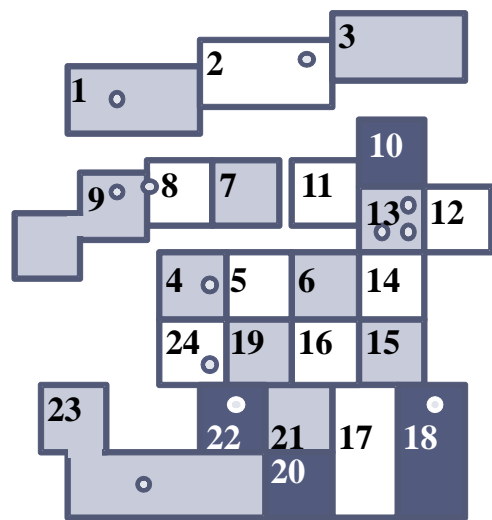
- ・ 大阪市の下水道の施設数など

管 渠
約4,900km

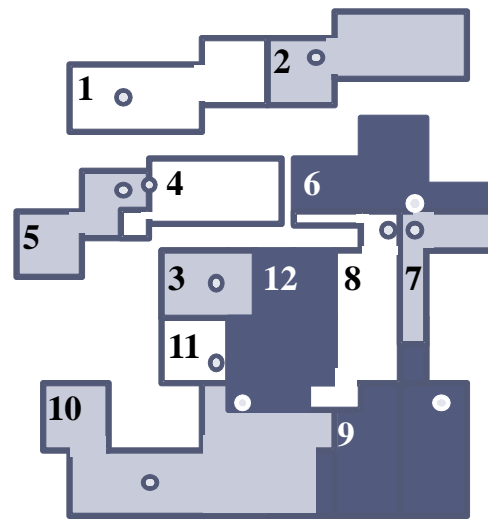
抽水所（ポンプ場）
58箇所

下水処理場
12箇所

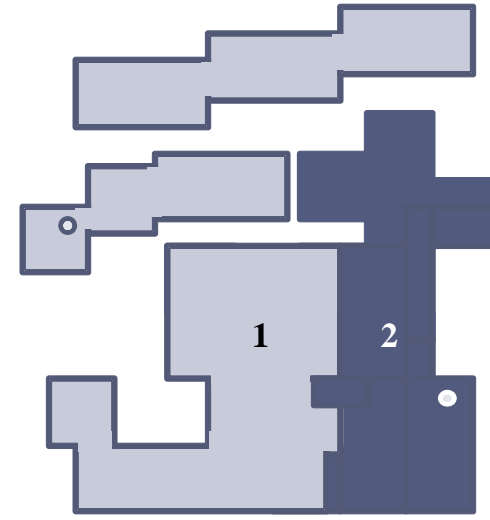
行政区と下水処理区の関係（市域模式図）



24行政区 ○ 下水処理場



12下水処理区 ○ 下水処理場



2汚泥処理区 ○ 汚泥焼却炉・溶融炉

- ・ 行政区と処理区が異なる（処理区が複数の行政区に跨る）
- ・ 幹線管渠、処理場、抽水所、汚泥処理施設と、下流側になるほど複数行政区で施設を共同利用
- ・ 行政区単位で事業が完結しない

1-3. 下水道事業の法的な位置づけ

・下水道事業は、だれが実施主体なのか

・下水道事業は、下水道法により、管理者は地方公共団体に限定される。



・下水道事業は、完全民営化はできない

※公権力の行使を伴わない下水道施設の維持管理や建設などについては、民間への委託や公共施設等運営権制度の導入などによる民間活用が可能

【参考】

(下水道法第3条)

公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

(下水道事業は、排水区域内の住民等に排水設備の設置等が義務づけられるなど、一種の権力行為であり、

私企業にこのような権力行為を行うことはできないという考えから。【下水道法 逐条解説より】)

【参考】下水道事業と水道事業との違い

下水道事業と水道事業との違い

	下水道	水道
根拠法令	下水道法	水道法
管理者等	地方公共団体 (完全民営化はできない※1)	水道事業者 水道用水供給事業者 (国の認可を得て、民間で実施可能※2,3)
維持管理費	・ 汚水処理：使用料（私費） ・ 雨水処理：一般会計繰入金（公費）	水道料金（私費） (一般会計繰入金なし)
建設費	主要施設に対して国費補助が半分程度充当	国費補助依存は極小

※1 下水道法第3条…公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

※2 水道法第6条第2項…水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。

※3 水道法第7条…水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。